

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金交付要綱

(目的)

- 第1条 県は、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている県内貨物自動車運送事業者に対して、予算の範囲内において埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金（以下、「本支援金」という。）を交付する。
- 2 本支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

- 第2条 交付対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。
- 一 令和7年3月1日現在において、貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を行っている貨物自動車運送事業者（埼玉県内に営業所を設置する内容で許可を受けている、又は届出を行っているものに限る）であること。
 - 二 前項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付対象者とししない。
 - 三 本支援金の趣旨、目的に照らして、本支援金の交付が適当であると考えられるもの。

(対象車両)

- 第3条 対象車両は、令和7年3月1日現在において、次の各号の要件をいずれも満たす道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車とする。なお、その他知事が特に必要と認めたものも対象車両とすることができる。
- 一 道路運送車両法の規定に基づき適法に運行の用に供していること
 - 二 前条第1項1号の許可を受けている又は届出を行っている営業所において、事業の用に供していること
 - 三 前条に定める交付対象者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用していること
 - 四 被けん引自動車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第2項に規定する被けん引自動車をいう。)でないこと

(交付額)

第4条 本支援金は、第2条の交付対象者が使用する前条の対象車両の数により算定するものとし、その対象ごとの1台当たり単価は別表のとおりとする。

(交付の申請等)

第5条 本支援金の交付を受けようとする者は、申請書兼請求書(様式第1号)を令和7年8月27日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書は、本支援金交付決定通知後、規則第13条の規定による報告書を兼ねるものとする。

3 第1項の申請書兼請求書の請求書は、本支援金の額の確定通知後、効力を発するものとする。

(添付書類)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 対象車両一覧(様式第2号)

二 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

三 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣等の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣等への届出書若しくは変更等届出書の写し

四 対象車両全てに係る自動車検査証(二輪軽自動車は軽自動車届出済証、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の写し

五 個人事業主の場合は運転免許証の写し

六 本支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

七 その他、知事が必要と認める書類

(交付決定の通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知は交付決定・確定通知書(様式第4号)のとおりとする。

2 知事は、本支援金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(本支援金の支払い)

第8条 本支援金の支払いは、精算払いによるものとし、前条第1項の額の確定通知後、第5条第3項による請求に基づき口座振込により行う。

(状況報告及び是正措置等)

第9条 知事は、本支援金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本支援金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第10条 知事は、交付決定後に交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、本支援金の支払後においても適用があるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の経理等)

第11条 交付対象者は、本支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 交付対象者は、前項の帳簿その他の書類を本支援金の受領が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表

対象車両の種別	単価
普通自動車 小型自動車（二輪自動車を除く）	20,000円
軽自動車 （小型自動車（二輪自動車に限る）を含む）	7,000円